

奈良県手数料条例及び奈良県建設業者許可等証明手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十二日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第十七号

奈良県手数料条例及び奈良県建設業者許可等証明手数料条例の一部を改正する条例

例 (奈良県手数料条例の一部改正)

第一条 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四百八の項から四百十の項までを次のように改める。

| | | | | |
|----------------------------|----|--|--|--|
| 四百 八か ら四 百十 まで | 削除 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

別表第二中九の項を九の四の項とし、八の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|---------|---|---|-------------|---------------------|
| 九 | 二級建築士 又は木造建 築士登録手 数料 | 建築士法(昭和二十五年法律第 二百二号)第五条第一項の規定 に基づく二級建築士又は木造建 築士の登録 | 二万四千四 百円 | 免許申請 のとき。 |
| 九の 二 | 二級建築士 免許証明書 又は木造建 築士免許証 明書書換え | 建築士法第十一条第二項の規定 に基づく二級建築士免許証明書 又は木造建築士免許証明書の書 換え交付 | 五千九百円 | 書換え交 付申請の とき。 |

| | | |
|--|---|--|
| | 九の 二級建築士 免許証明書 又は木造建 築士免許証 明書再交付 手数料 | 交付手数料 |
| | 三 九の 二級建築士 免許証明書 又は木造建 築士免許証 明書再交付 手数料 | 建築士法第十一条第二項の規定 に基づく二級建築士免許証明書 又は木造建築士免許証明書の再 交付 |
| | | 五千九百円 |
| | | 再交付申 請のとき。 |

別表第二の九の四の項の次に次のように加える。

| | | | | | |
|--|------------------------------------|---|---|-------------|----------------|
| | 九の 建築士事務 所登録申請 手数料 | 建築士法第 二十三条第 一項の規定 に基づく登 録の申請に 対する審査 もの | 一級建築士事務所 の登録に係るもの | 一万六千五 百円 | 登録申請 のとき。 |
| | 六 九の 建築士事務 所更新登録 申請手数料 | 建築士法第 二十三条第 三項の規定 に基づく更 新の登録の 申請に対す る審査 | 一級建築士事務所 の更新の登録に係 るもの | 一万六千五 百円 | 更新登録 申請のとき。 |
| | | | 二級建築士事務所 又は木造建築士事 務所の更新の登録 に係るもの | 一万千円 | 更新登録 申請のとき。 |

(奈良県建設業者許可等証明手数料条例の一部改正)

第二条 奈良県建設業者許可等証明手数料条例(昭和四十七年三月奈良県条例第三十一

号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「時期」を「時期等」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 前条第三号及び第四号に掲げる証明を県以外のものに行わせるときは、当該証明に係る手数料は、当該県以外のものに納めなければならない。
- 3 前項の規定により納められた手数料は、同項の県以外のものの収入とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。